定する一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額（以下この項において同じ。）で計算した額とする。	平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項の	当該老齢厚生年金	改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金	前項の規定により読み替えられた	報酬比例部分等の額につき平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条の規定を適用して計算した場合における	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する
平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項の	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	当該老齢厚生年金	改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金	前項の規定により読み替えられた	報酬比例部分等の額につき平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条の規定を適用して計算した場合における	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する
平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項各号	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	当該老齢厚生年金	改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金	前項の規定により読み替えられた	報酬比例部分等の額につき平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条の規定を適用して計算した場合における	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する
同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額	第七十二条の規定により読み替えられた平成六年改正法附則第二十四条第四項	第七十二条の規定により読み替えられた平成六年改正法附則第二十四条第四項	第七十二条の規定により読み替えられた平成六年改正法附則第二十四条第四項	第七十二条の規定により読み替えられた平成六年改正法附則第二十四条第四項	第七十二条の規定により読み替えられた改正後
同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額	第七十二条の規定により読み替えられた平成六年改正法附則第二十四条第四項	第七十二条の規定により読み替えられた平成六年改正法附則第二十四条第四項	第七十二条の規定により読み替えられた平成六年改正法附則第二十四条第四項	第七十二条の規定により読み替えられた平成六年改正法附則第二十四条第四項	第七十二条の規定により読み替えられた改正後
数を乗じて得た額	数を乗じて得た額と平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項に規定する老齢厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額との合計額	当該老齢厚生年金	改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金	前項の規定により読み替えられた	報酬比例部分等の額につき平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項に規定する老齢厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額との合計額	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する

平成六年改正法附則第一項（平成十六年改正法附則第二十六条において準用する場合を含む。）	項各号に定める額が、前項の規定により読み替えられた同条第一項の総報酬月額相当額
当該標準報酬月額に百分の十五を乗じて得た額が、当該被保険者に係る健康保険法第四十二条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額に三十を乗じて得た額を超えるときは、その超える部分の金額又は当該標準報酬月額に三十を乗じて得た額を減じた額	当該標準報酬月額に百分の十五を乗じて得た額が、当該被保険者に係る健康保険法第四十二条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額に三十を乗じて得た額を超えるときは、その超える部分の金額又は当該標準報酬月額に三十を乗じて得た額を減じた額